

---

## 「店頭有価証券に関する規則」（公正慣習規則第 1 号）等の一部改正について

---

日証協 平 18.3.14

本協会では、3 月 14 日の自主規制会議において、「店頭有価証券に関する規則」（公正慣習規則第 1 号）等の一部を改正した。

従来より、本協会の規則において、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券については、未公開会社が発行する有価証券（いわゆる青空銘柄）と同様に原則として協会員による投資勧誘を禁止しているところである。

しかし、近年、過去において上場会社が発行した未上場の優先株等の割当てを受けた投資家サイドから売却ニーズが生じてきており、また、このような未上場優先株等を取引するには、当事者間における相対取引よりも、証券会社において適切な投資勧誘が行われた方が、より健全な取引が行われるのではないかといった意見も寄せられており、こうした状況を踏まえ、協会員における当該店頭取扱有価証券の投資勧誘のあり方についての検討を行うため、「グリーンシート制度の見直しに関するワーキング・グループ」の下部組織として分科会を設置し、検討を行った。

今般、分科会での検討結果を踏まえ、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券については、当該発行会社における企業内容の開示は行われていることから、当該店頭取扱有価証券についての証券に係る特徴を顧客に十分説明すること等を条件に協会員に対し投資勧誘を認めることについて「店頭有価証券に関する規則（公正慣習規則第 1 号）」等の一部について、所要の見直しを図るものである。

本規則施行は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

理事会決議の趣旨骨子及び全文は、それぞれ以下のとおりである。

## 「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)等の一部改正について

平成 18 年 3 月 14 日  
日本証券業協会

### ・改正の趣旨

現在、本協会の規則において、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券については、未公開会社が発行する有価証券(いわゆる青空銘柄)と同様に原則として協会員による投資勧誘を禁止しているところである。

しかし、近年、過去において上場会社が発行した未上場の優先株等の割当てを受けた投資家サイドから売却ニーズが生じてきており、また、このような未上場優先株等を取引するには、当事者間における相対取引よりも、証券会社において適切な投資勧誘が行われた方が、より健全な取引が行われるのではないかといった意見も寄せられているところである。こうした状況を踏まえ、協会員における当該店頭取扱有価証券の投資勧誘のあり方についての検討を行うため、「グリーンシート制度の見直しに関するワーキング・グループ」の下部組織として分科会を設置し、検討してきたところである。

今般、分科会での検討結果を踏まえ、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券については、当該発行会社における企業内容の開示は行われていることから、当該店頭取扱有価証券についての証券に係る特徴を顧客に十分説明すること等を条件に協会員に対し投資勧誘を認めることについて「店頭有価証券に関する規則(公正慣習規則第1号)」等の一部について、以下のとおり所要の改正を行うこととする。

### ・改正の骨子

- ・ 「店頭有価証券に関する規則(公正慣習規則第1号)」の一部改正

協会員が行う店頭有価証券の投資勧誘の例外的な取扱いとして、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘を追加する。

(第3条)

協会員が上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘を行う場合の条件として以下の内容を規定する。

イ 協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする場合には、第5条第1項第2号イからホに掲げる事項を記載した説明書(以下、「証券情報等説明書」という。)を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客に対し、交付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。

ロ 協会員は、投資勧誘を行った結果、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客に対し、当該店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において、当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付するものとする

ハ 協会員は、投資勧誘を行った結果、顧客が買付けた店頭取扱有価証券について保管の委託を受けるものとする。ただし、当該店頭取扱有価証券の発行会社が内閣総理大臣に当該店頭取扱有価証券に係る有価証券届出書を提出している場合はこの限りではない。

二 協会員は、投資勧誘を行った結果、顧客から上場有価証券の発行会社が発行する店頭取扱有価証券の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券が上場有価証券の発行会社が発行する店頭取扱有価証券であることを明示しなければならない。

(第8条)

本協会は、会員からの店頭有価証券の取引報告の内容のうち、協会員が投資勧誘を行った上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引の状況について定期的に公表する。

(第17条第3項)

その他所要の整備を図る。

- ・ 「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)の一部改正

別紙「2 電磁的方法による交付等の方法」ただし書きに該当する書面に上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しを追加する。

その他所要の整備を図る。

## ・ 施行の時期

平成18年4月1日から施行する。

以 上

「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)の一部改正について

平成 18 年 3 月 14 日  
(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第 2 章 投資勧誘の禁止とその特例</b> <b>(店頭有価証券の投資勧誘の禁止)</b></p> <p><b>第 3 条</b> 協会員は、次条、第 6 条及び第 8 条の規定による場合を除き、店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。</p> <p><b>第 4 条</b> ~ } ( 現行どおり )</p> <p><b>第 5 条</b></p> <p><b>(店頭取扱有価証券の投資勧誘)</b></p> <p><b>第 6 条</b> 協会員が募集、売出し(第 8 条に定める店頭取扱有価証券の投資勧誘に該当しない限りにおいて、売出しに相当するものを含む。以下この項において同じ。)若しくは私募(以下「募集等」という。)の取扱い又は売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)に際して適格機関投資家以外の顧客に対して投資勧誘を行うことができる店頭取扱有価証券(グリーンシート銘柄を除く。以下同じ。)は、当該募集等で取得した店頭取扱有価証券に譲渡制限を付すことを条件として投資勧誘を行うものであり、当該協会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたものでなければならない。</p> <p>2 ~ } ( 現行どおり )</p> <p>4</p> <p><b>第 7 条</b> ( 削 る )</p>	<p><b>第 2 章 投資勧誘の禁止とその特例</b> <b>(店頭有価証券の投資勧誘の禁止)</b></p> <p><b>第 3 条</b> 協会員は、次条及び第 6 条の規定による場合を除き、店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。</p> <p><b>第 4 条</b> ~ } ( 省 略 )</p> <p><b>第 5 条</b></p> <p><b>(店頭取扱有価証券の投資勧誘)</b></p> <p><b>第 6 条</b> 協会員が募集、売出し(売出しに相当するものを含む。以下この項において同じ。)又は私募(以下「募集等」という。)の取扱い又は売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)に際して適格機関投資家以外の顧客に対して投資勧誘を行うことができる店頭取扱有価証券(グリーンシート銘柄を除く。以下同じ。)は、当該募集等で取得した店頭取扱有価証券に譲渡制限を付すことを条件として投資勧誘を行うものであり、当該協会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたものでなければならない。</p> <p>2 ~ } ( 省 略 )</p> <p>4</p> <p><b>(確認書の徴求等)</b></p> <p><b>第 7 条</b> 協会員は、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客(「証券会社に関する内閣府令」第 28 条第 1 項各号及び「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第 15 条第 1 項各号に掲げる者を除く。以下この条、次条第 4 項において同じ。)に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、所定の様式の店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その</p>

新	旧
<p>(譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘)  <b>第7条</b>  ~ } ( 現行どおり )  <b>3</b>  <b>4</b> 協会員は、第6条の規定により投資勧誘を行った結果、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客(「証券会社に関する内閣府令」第28条第1項各号及び「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第15条第1項各号に掲げる者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。  <b>5</b> 協会員は、第6条の規定により投資勧誘を行った結果、顧客から店頭取扱有価証券の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券が店頭取扱有価証券であることを明示しなければならない。  <b>6</b> ( 現行どおり )</p>	<p><u>写しを当該顧客に交付しなければならない。</u>  (譲渡制限付き店頭取扱有価証券の投資勧誘)  <b>第8条</b>  ~ } ( 省 略 )  <b>3</b>  ( 新 設 )  <b>4</b> 協会員は、顧客から店頭取扱有価証券の取引の注文を受ける際は、その都度、当該有価証券が店頭取扱有価証券であることを明示しなければならない。  <b>5</b> ( 省 略 )</p>
<p>(上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘)  <b>第8条</b> 協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘(売出しに該当するものを除く。以下この条において同じ。)を行おうとする場合には、第5条第1項第2号イからホに掲げる事項を記載した説明書(以下「証券情報等説明書」という。)を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客(適格機関投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下この条において同じ。)に対し、交付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。  <b>2</b> 協会員は、第1項の規定により投資勧誘を行った結果、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客に対し、当該店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客</p>	<p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p><u>の判断と責任において、当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付するものとする。</u></p> <p><u>3 協会員は、第 1 項の規定により投資勧誘を行った結果、顧客が買付けた上場有価証券の発行会社が発行する店頭取扱有価証券について保管の委託を受けるものとする。ただし、当該店頭取扱有価証券の発行会社が内閣総理大臣に当該店頭取扱有価証券に係る有価証券届出書を提出している場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>4 協会員は、第 1 項の規定により投資勧誘を行った結果、顧客から上場有価証券の発行会社が発行する店頭取扱有価証券の取引の注文を受けの際は、その都度、当該有価証券が上場有価証券の発行会社が発行する店頭取扱有価証券であることを明示しなければならない。</u></p> <p><b>(店頭有価証券の売買報告等)</b>  <b>第 16 条</b>  ~ } ( 現行どおり )  2  3 本協会は、第 1 項の規定により会員から報告を受けた内容のうち、協会員が投資勧誘を行った上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引の状況について定期的に公表する。</p> <p><b>(電磁的方法による交付等)</b>  <b>第 18 条</b> 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し、第 8 条第 1 項に規定する証券情報等説明書及び同条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しの交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>2 協会員は、第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書及び第 8 条</p>	<p><b>(店頭有価証券の売買報告)</b>  <b>第 16 条</b>  ~ } ( 省 略 )  2  ( 新 設 )</p> <p><b>(電磁的方法による交付等)</b>  <b>第 18 条</b> 協会員は、第 7 条に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しの交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>2 協会員は、第 7 条に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求に代えて、「書面</p>

新	旧
<p>第2項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の徴求に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。</p> <p><b>(証券仲介業者に対する指導及び監督)</b>  <b>第19条</b> 会員は、委託先の証券仲介業者に対し、第3条、第4条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項、<u>第7条第1項から第3項及び第5項、第6項並びに第8条第1項及び第4項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面を徴求したものとみなす。</p> <p><b>(証券仲介業者に対する指導及び監督)</b>  <b>第19条</b> 会員は、委託先の証券仲介業者に対し、第3条、第4条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項並びに第8条の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</p>

「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)の一部改正について

平成 18 年 3 月 14 日  
(下線部分変更)

新	旧
<p>別紙 「2 電磁的方法による交付等の方法」ただし書きに該当する書面</p> <p>(1) 「店頭有価証券に関する規則」第 7 条第 4 項に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し及び第 8 条第 2 項に規定する上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>別紙 「2 電磁的方法による交付等の方法」ただし書きに該当する書面</p> <p>(1) 「店頭有価証券に関する規則」第 7 条に規定する店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写し</p>

「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)の一部改正案に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について

平成 18 年 3 月 14 日  
日本証券業協会

本協会では、「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)を一部改正することについて、平成18年2月17日から3月2日までの間パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見(9件2社)及び意見に対する考え方は以下のとおりである。

項番	意見	考え方
1	証券情報等説明書の交付及び確認書の徴求については、「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)第18条に定める「電磁的方法による交付等」が可能となるようにしていただきたい。	御指摘のとおり、証券情報等説明書の交付及び確認書の徴求、その写しの交付については、電磁的方法によることを可能とします。なお、この改正に伴い、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)の別紙についても改正を行います。
2	証券情報等説明書を交付するのは、買い手(二次取得者)のみならず、売り手(事業会社等非適格機関投資家の場合)も含まれると解して良いか。	御理解のとおり、証券情報等説明書は、投資勧誘を行った顧客(売り買い問わず)に対し、交付する必要があります。
3	直近の有価証券報告書等法定開示書類の必要箇所と、その後条件変更があったものについてはプレスリリースを添付することで足りるものとし、別途会員会社が用意すべき証券情報等説明書のフォームは任意として頂きたい。	証券情報等説明書につきましては、本協会においてモデルを作成する予定ですが、あくまで最低限の内容を盛り込んだ参考モデルとしての位置付けですので、必要に応じて各社において適宜変更していただいて差し支えありません。なお、店頭取扱有価証券の特徴が有価証券報告書等に記載されている場合にあっては、当該部分の写しを添付することも可能といたします。
4	証券情報等説明書にかかる責任は、金融商品販売法と同様、あくまで民事責任である(証取法の刑事罰や課徴金の適用は無い)ことを確認したい。	証券情報等説明書については、証券取引法にその根拠を置くものでなく、本協会の規則において規定されるものです。したがって証券取引法の罰則等が直接的に及ぶものではないと考えております。
5	証券情報等説明書は、既開示証券である場合には、金融商品販売法の説明義務と同様に、顧客からの不要の申し出がある場合には証券会社による作成(交付)義務を免除することとしていただきたい。	証券情報等説明書に記載すべき主要内容といたしましては、当該株券等の概要、当該発行会社が発行する上場株券とは異なる特徴、当該株券等に投資するに当たってのリスク、当該発行会社に関する情報はEDINET(証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムをいう。)を参照すべき旨、その他当該店頭取扱有価証券についての説明に必要と認められる事項であり、金融商品販売法における説明事項とは内容が異なるものであり、これら証券情報等説明書に記載すべき内容については、開示・非開示に関わらず、上場有価証券の

項番	意見	考え方
		発行会社が発行した店頭取扱有価証券を投資勧誘する上で、投資家保護上、最低限必要な情報であると考えており、交付及び説明義務を協会員に対して課すことといたしております。
6	今般の改正については、証券会社からの勧誘がある場合のみの規制であり、勧誘がない場合においては、従来どおり（証券情報等説明書などの作成・交付、保管の受託、確認書の徴求等は不要）であることを確認したい。	御指摘のとおり、今般の改正につきましては、協会員が上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘を行う場合の規制であり、投資勧誘が行われない場合の取扱いにつきましては、従来どおりとなります。
7	「確認書」を徴求するのは、買い手（二次取得者）のみならず、売り手（事業会社等非適格機関投資家の場合）も含まれると解して良いか。	御理解のとおり、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券に関する確認書については、顧客（売り買い問わず）より徴求し、その写しを当該顧客に交付する必要があります。 ただし、当該確認書の記載内容は証券毎による違いはないことから、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客より徴求し、その写しを交付すれば足りることとするよう、規則改正を行うことといたします。
8	今般の改正における「協会の報告」及び「協会による公表」は、「店頭有価証券に関する規則（公正慣習規則第1号）」第16条と同様に、月次での取り纏め報告であることを確認したい。	協会員が上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘を行った場合の売買の報告要領につきましては、別途、御通知申し上げますが、現行の店頭有価証券の売買報告と同様に取引を行った日の属する月の翌月の15日までに、所定の様式により本協会に報告いただくことといたします。
9	上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘を行った場合の協会への売買報告及び公表の内容はどのようなものを想定されているか。	報告及び公表内容については、現行の店頭有価証券の売買報告の様式の内容に準じたものを御用意させていただくことを考えております。

以上